



2024年8月26日

各 位

会 社 名 西川ゴム工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小川 秀樹
(コード番号 5161 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常務取締役管理統括本部長 休石 佳司
(TEL : 082-237-9371)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2024年8月26日付で、中国財務局に提出いたしました2024年3月期（第75期）の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備

当社は、2024年5月29日に適時開示しました「当社連結子会社における棚卸資産の計算等に関する調査のお知らせ」および同年6月25日付「当社連結子会社における棚卸資産の計算等に関する調査の進捗及び2024年3月期有価証券報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の連結子会社（ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. DE C.V.）（以下、「本件子会社」といいます。）において棚卸資産の計算等に関して疑義のある事象（以下、「本件」といいます。）が存することが判明したことを受け、社内調査を行ってまいりました。

社内調査の結果、2024年8月16日付「当社連結子会社における棚卸資産の計算等に関する調査結果及び再発防止策の策定に関するお知らせ」にて記載のとおり、本件子会社およびその他の子会社1社において過年度より棚卸資産の残高が過大に計上されていたことが判明いたしました。

当社は、社内調査チームによる調査報告書の内容を検討した結果、本件子会社およびその他の子会社1社において過大計上となっていた棚卸資産の修正等を行うため、2023年3月期の有価証券報告書、および2023年3月期第1四半期から2024年3月期第3四半期までの四半期報告書についての決算訂正を行い、2024年8月26日に訂正報告書を提出いたしました。

上記の棚卸資産過大計上の直接的な原因は、本件子会社における棚卸資産の決算処理手続の属人化や在庫管理システムの不十分な運用管理等にあります。当社による本件子会社の管理体制にも不十分な点がありました。具体的には下記の内部統制の不備があったと認識しております。

(全社的な内部統制における開示すべき重要な不備)

- (1) 本件子会社において、棚卸資産に関連する決算処理につき、内部統制の構築が不十分であり、業務が一部属人化していました。
- (2) 当社の管理統括本部内におけるグローバル経営戦略本部において、各連結子会社の決算体制につきモニタリングは実施していたものの、業務の引継ぎの状況や親会社からの支援の要否について十分な検討ができておらず、また、関連部署への情報伝達が十分に行われていませんでした。
- (3) 本件子会社において使用されている在庫管理システムの仕様に関する理解が不十分であり、棚卸資産の単価に与える影響が把握されておらず、在庫管理システムの運用管理が十分に機能していない状況でした。

(決算・財務報告プロセスにおける開示すべき重要な不備)

- (1) 本件子会社における棚卸資産に関連する決算処理につき、業務手順書、マニュアルの整備が不十分であり、また担当者の交代に際して十分な引継ぎもできていませんでした。
- (2) 棚卸資産の残高明細表の合計金額と試算表残高を照合し、差異に関する調査がなされるべきところ、両者に差異が発生しているにもかかわらず、十分な調査がされていませんでした。
- (3) 上位者や他担当者による残高明細表内において異常な項目を検知する手続および残高明細表の合計金額と試算表残高の整合性の検討や、差異調整をする際の決算整理仕訳の査閲が求められるべきところ、これらの手続が適切に実施されていませんでした。
- (4) 本件子会社における決算数値の比較分析により異常値を発見すべきところ、実施された決算数値の比較分析に不十分な点があり、異常な数値の推移を十分に捕捉できる運用になっていませんでした。
- (5) 当社による連結子会社の財務諸表数値の分析により異常値を発見すべきところ、分析方法に関するマニュアルが不十分であり、モニタリングが十分に実施できていませんでした。

従いまして、当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制および決算・財務報告プロセスに関する内部統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末までに是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が事業年度末日までに是正されなかった理由は、当該事実が当事業年度末日後に判明したためです。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するために、社内調査チームからの指摘・提言も踏まえ、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備および運用を図ってまいります。

(全社的な内部統制)

- (1) 本件子会社における決算処理の文書化状況の調査および不足部分についての文書化
- (2) グローバル経営戦略本部における内部統制の役割を強化し、各連結子会社の状況把握を行うとともに、支援の要否を検討
- (3) 本件子会社で使用されている在庫管理システムの仕様の理解にもとづく補正手順の文書化および担当者への教育の実施ならびにシステム運用管理体制の見直し

(決算・財務報告プロセス)

- (1) 担当者の交代による引継ぎが適切にできるような新たな手順書の作成と教育の実施
- (2) 各勘定科目明細表の査閲に関する業務手順書の作成と上位者、別担当者による承認の徹底
- (3) 本件子会社における各勘定明細や業務システムと試算表との一致確認の徹底および決算整理仕訳について、仕訳作成者・システム入力者以外の上位者による査閲および承認の徹底
- (4) 本件子会社における財務数値の比較分析方法について手順書の作成と教育の実施
- (5) 当社経理部における連結子会社の財務諸表数値の分析方法について手順書の作成と教育を行うことによるモニタリングの強化

4. 連結財務諸表および財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て連結財務諸表および財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表および財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上